

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで
(令和8年9月5日まで)

指名停止措置に関する調書

1 指名停止措置業者

住 所 (本 社) 東京都江東区新砂一丁目1番1号
(支 社) 福岡市中央区天神四丁目2番20号
商号又は名称 株式会社 竹中土木

2 指名停止措置期間

令和8年8月6日 ~ 令和8年9月5日 (1か月間)

3 事実の概要

(株)竹中土木は、施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受け、刑が確定した。

4 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第9号に該当する。
従って、本件については、指名停止1か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第9号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

・適 用